

質保証システム部会における今後の議論の進め方について（案）

令和 2 年 9 月 28 日
中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会長
吉岡 知哉

（本部会のミッション）

「質保証システム部会」のミッションは、設置基準、設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムの在り方について専門的な調査審議を行うことにある。このことを意識しつつ、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月中央教育審議会）（以下「グランドデザイン答申」という。）の取りまとめに至る議論の経緯や、これまでの質保証システム部会における議論を踏まえ、これからの質保証システムの在り方を展望する議論を展開していきたいと考える。

（質保証システム部会での議論の前提となる大学の在り方）

どのような質を保証すべきか議論を行うに当たっては、その前提となる「大学の在り方」について意識する必要がある。

「グランドデザイン答申」では、「保証すべき教育の質」として「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」、「大学の個性を發揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」といったことが重要な要素として列記されている。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階や認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素であり、「学修者」を中心に据えた教育の在り方と「多様な大学の在り方」を具体化することの重要性が指摘されている。

また、従来の常識や方法がそのままでは通用しない予測不可能な時代にあっては、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことが必要であり、高等教育はそのための「知の共通基盤」であることから、「多様な学生が学ぶキャンパス」の実現が求められることも指摘されている。その実現のためには魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要となる。

これら「グランドデザイン答申」で示された大学の在り方は、本部会における議論の重要な出発点であり、今一度、認識を共有する必要がある。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために各大学の創意工夫の下、オンライン教育の取組をはじ

め、従来の枠組みに捉われない様々な取組が進められた。その結果、オンラインと対面による授業それぞれの強みと弱み等、新たな知見や気づきが浮かび上がってきており、今後の大学の在り方を検討する際には、従来の空間に依存した在り方ではなく、時間的・空間的な制約を超え、学内外の様々な資源を活用してどのように学修の効果を最大化させていくのか、という観点からの検討が求められることとなる。併せて、今般のコロナ禍が「大学のレジリエンス」という点でも大きな教訓をもたらしたことも踏まえた検討が必要となる。

本部会において質保証システムの在り方を検討する際には、こうした「グランドデザイン答申」において指摘されていた大学の在り方と、今般のコロナ禍を受けて表出した新たな大学の在り方をめぐる諸課題を踏まえつつ、議論を充実させていきたい。

(現行の質保証システムの全体像)

議論の前提として、現行の質保証システムについて概観すると、平成 15 年までの我が国の大学の質保証システムは、設置基準とその設置基準に基づく設置認可審査による事前規制型であった。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たすものであった。

しかしながら、進学率の上昇や社会の成熟化に伴い、多様な高等教育が求められる中、事前規制型の質保証システムへの過度の依存は、大学の画一化や新たな取組の抑制につながるという懸念が示されるようになった。平成 14 年の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において「国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向」が示されたことを受け、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可の弾力化と認証評価制度が導入された。特に、認証評価については、「大学における質保証は、各大学が自ら行うことが原則で」あり、「内部質保証の取組は設置後の大学の質保証の基本かつ要である」という平成 28 年の中央教育審議会大学分科会の審議まとめの認識に基づき、平成 30 年より内部質保証が重点評価項目となり、各大学の自律的な改革サイクルを促すことを最重要目的とするものとなっている。

また大学の情報公表については、教育機関自身が、自らが行う教育の質の保証に努め、社会に対する説明責任を果たす必要性から、当初、大学設置基準において定められていたところ、平成 19 年に法律レベルで規定、平成 23 年からはさらに公表すべき情報について具体的に規定するとともに、情報公開への取組状況を認証評価において確認することとなった。

このように、現行の我が国の質保証システムの全体像は、教育課程・教員

数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める「大学設置基準」を基礎として、大きく分けて、（１）「設置認可審査」と「設置計画履行状況等調査」による入口における質保証と、（２）その後の大学による「自己点検・評価」「自己改善」に基づく「内部質保証」、社会に対する情報公表、および第三者からの外部評価を定期的を受審する「認証評価」による恒常的な質保証が、一連の仕組みとなっている。このように、事前規制と事後確認の併用型を採ることにより、一定水準以上の大学であることを保証する事前規制型の長所と、大学の特性や多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後確認型の長所を併せ持つように設計されている。またこのことは同時に、事前規制型、事後確認型それぞれにおいて時代の要請や状況の変化によって生じる諸課題と、両者の均衡に常に配慮が求められることを意味している。

（以上を踏まえた今後の質保証システム部会の議論の方向性）

以上を踏まえ、質保証システム部会における議論では、このような現行の質保証システムの全体像を俯瞰しつつ、「グランドデザイン答申」やその後のコロナ禍を経て表出した大学像を踏まえ、質保証システムのそれぞれの要素の役割や相互の関係を改めて精査し、時代に即した在り方を検討していくことが求められる。

その際、学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深めるとともに、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識しつつ、いわば「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい。

（今後の議論の進め方）

以上のような前提に立ち、今後の質保証システム部会では、常に質保証システムの全体像を意識しながら、質を保証するための基準や観点、仕組みについて着目しつつ審議を進めてはどうかと考える。

【着目する観点の例】

- ① どのような大学であれば「質が保証されている大学」ということができるのかについて
- ② 設置基準・設置認可審査の在り方について
- ③ 大学における内部質保証と認証評価制度の見直しについて

- ④ 情報公開の在り方について
- ⑤ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ⑥ 質保証を支える人材の育成について
- ⑦ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき質保証の在り方について
- ⑧ その他、質保証システムの見直しに係る重要な論点について

(参考) 現行の質保証システムのイメージ図

